

北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、北海道労働局、北海道中小企業総合支援センター、中小企業大学校旭川校と北海道は、地域の皆さんが活用できる支援メニューや情報をタイムリーにお届けします。

INDEX

「○」：募集している助成事業

【1】販路拡大・海外展開

(P1~3)

- 海外での商談会やテスト輸出などの事業実施……………北海道
- 道産食品の輸出相談窓口に関するご案内……………北海道
- 「北海道食品機能性表示制度(愛称:ヘルシーDo)」の活用……………北海道

【2】融資

(P4~9)

- 北海道の中小企業者向け融資制度のご案内……………北海道
- 北海道の創業者向け融資制度のご案内……………北海道
- コストアップに対応する融資制度のご案内……………北海道
- 短期資金のご案内(北海道の融資制度)……………北海道
- 勤労者福祉資金のご案内……………北海道
- 小規模企業者等設備貸与事業のご案内……………北海道

【3】雇用の確保

(P10~15)

- トライアル雇用助成金(一般トライアルコース)のご案内……………労働局
- 生涯現役起業支援助成金のご案内……………労働局
- 人材開発支援助成金のご案内……………労働局
- 「ほっかいどう働き方改革支援センター」のご案内【更新】……………北海道
- 平成29年度労働セミナー(札幌)のご案内……………北海道
- 「北海道ビジネスサポート・ハローワーク」のご案内【更新】……………北海道

【4】人材育成

(P16~21)

- 12月~1月開講講座のご案内【更新】……………中小企業大学校旭川校
- 小規模事業者向けセミナーin十勝のご案内【新規】……………中小企業大学校旭川校
- 高等技術専門学院及び障害者職業能力開発校の平成30年度訓練生募集……………北海道
- 能力開発セミナー(12-2月開講予定)のご案内【更新】……………北海道
- 「在職者職業訓練総合相談窓口」の開設……………労働局・北海道他

【5】各種相談

(P22)

- 「北海道よろず支援拠点」のご案内……………中小企業総合支援センター
- 道産食品の輸出相談窓口に関するご案内【再掲】……………北海道
- 「在職者職業訓練総合相談窓口」の開設【再掲】……………労働局・北海道他

【6】イベント・セミナー

(P23~27)

- 道内初「巡回特許庁 in 北海道」の開催【新規】……………経済産業局
- 「“ちいさな企業”交流キャラバン(旭川市)」の開催【新規】……………経済産業局
- J-クレジット活用セミナー in 北海道の開催【新規】……………経済産業局
- 「先輩起業家交流会&起業相談会・実践起業塾 in 富良野市」の開催【新規】……………中小企業総合支援センター
- 「北海道食品製造業 食品表示セミナーin稚内・函館」の開催【新規】……………北海道

【7】その他

(P28~32)

- 「健康経営優良法人2018(中小規模法人部門)」認定の申請受付の開始【新規】……………経済産業局
- 平成29年度「冬季の省エネルギーの取組について」【新規】……………経済産業局
- 北海道最低賃金(地域・特定)改定のお知らせ……………労働局
- 知財マネジメント普及モデル事業のご案内【新規】……………北海道
- 北海道コンベンション誘致促進助成金のご案内……………北海道

海外での商談会やテスト輸出などを実施します

(北海道)

道では、道産食品の輸出に取り組む道内企業を支援するため、海外での商談会やテスト輸出などを実施(外部委託)します。商談会・テスト輸出については、詳細が決まり次第ホームページなどで参加事業者の募集を開始しますが、ご興味のある方は、下記の受託事業者までお問い合わせください。

(ホームページ:<http://www.h-food.or.jp/>)

◆実施事業・主な事業内容

【道産食品販路拡大推進事業】

- ・海外現地アドバイザー(シンガポール、タイ)の配置
- ・道内アドバイザー(東アジア担当、北米・EU担当)の配置
- ・現地商談会の開催(マレーシア、UAE、タイ、シンガポール、香港、台湾)
- ・現地フェアの開催(台湾)

※シンガポール、香港、台湾の商談会及びフェアについては終了しました。

【新規市場食需要開拓推進事業(機能性食品・スイーツ)】

- ・現地商談会、テスト輸出の実施(マレーシア、UAE、タイ、シンガポール、香港、台湾)
- ※シンガポール、香港、台湾の商談会については終了しました。
- ・道内普及啓発セミナーの開催

◆問い合わせ先

受託者:(一社)北海道食産業振興機構 TEL011-200-7000

(委託者:北海道経済部食関連産業室輸出戦略グループ TEL011-204-5138(直通))

道産食品の輸出相談窓口に関するご案内

(北海道)

農林水産省と日本貿易振興機構(ジェトロ)では、皆様にお気軽に相談いただける「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内各地に設置しています。

諸外国の規制・制度、国の支援事業、輸出先国のマーケット情報、輸出手続き等輸出に関するお問い合わせに、ぜひご活用ください。

農林水産物・食品の輸出相談窓口

農林水産省と日本貿易振興機構(ジェトロ)は、皆様にお気軽に相談いただける「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内各地に設置しています。是非、ご活用ください。

農林水産 輸出相談 **検索**

北海道農政事務所：TEL 011-330-8810

- ・輸出先国の各種規制・制度（放射性物質、検疫等）
- ・輸出に関する各種支援事業 等

ジェトロ北海道：TEL 011-261-7434

- ・輸出先国の基礎情報、マーケット情報
- ・輸出手続きについて ・見本市・商談会に関する情報 等

- ◆ 農林水産省、ジェトロ本部でも相談をお受けしております。この他、地方農政局、国内のジェトロ事務所に設置している窓口は次のURLよりご参照ください(右記QRコードからもアクセスできます)。

農林水産省：TEL 03-6744-7155 ジェトロ：TEL 03-3582-5646

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_soudan/attach/pdf/index-1.pdf



- ◆ 酒類の輸出についても、国税局・税務署および上記窓口において相談を受け付けておりますので、是非、お問い合わせください。

◆お問い合わせ先

北海道経済部食関連産業室輸出戦略グループ TEL011-204-5138 (直通)

「北海道食品機能性表示制度（愛称：ヘルシー^ドo）」の活用について

（北海道）

道では、道産加工食品に含まれる機能性成分について、健康でいられる体づくりに関する科学的な研究が行われた事実を認定する「北海道食品機能性表示制度（愛称：ヘルシーDo）」を平成 25 年 4 月 1 日からスタートさせました。

ヘルシーDoは、消費者の健康志向の高まりを捉えた、道産食品の付加価値向上と販路拡大につながる制度です。企業の皆様には、ぜひ積極的な活用をご検討ください。

《制度の概要》

- ◆**認定要件** ・北海道で製造された加工食品であること
 ・加工食品に含まれる機能性素材が北海道で製造されていること
- ◆**認定基準** ・加工食品に含まれる成分について、健康の維持、増進効果の検証のために行われた「ヒトを被験者とした食の臨床試験」の結果に基づき論文（同分野の複数の専門家による査読付きの学術論文）が作成されていることなど
- ◆**認定審査** ・論文等について、道が、懇談会を開催し、学識経験者の意見を聞いて審査
- ◆**申請受付** ・年 2 回（5 月、11 月） ※11 月1日～11 月 30 日まで受付を実施。
- ◆**表 示** ・認定品は商品パッケージに以下を表示

＜認定文言＞

この商品に含まれる＜成分名＞については、『健康でいられる体づくりに関する科学的研究』が行われたことを北海道が認定したものです。（この表示は、北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区における国との協議に基づき、北海道内で製造された製品に限り認められたものです。）

【認定マーク】



【ロゴマーク】



※ロゴマークの表示は任意

《累計認定数》

- ◆44 社 81 品目（平成 29 年 9 月現在） ※ 第9回認定で3社3品目が追加！うち2品目は新規機能性素材

《その他》

- ◆ヘルシーDo認定品は認定前と比較し約 30%売上額が増加しています。中には、3 倍、4 倍に増えた事例もあります。（道の平成 27 年度調査実施の結果）
- ◆道では、ヘルシーDo認定品を広く紹介するため、さまざまな取組を行っています。
 - ・ヘルシーDoのフェイスブックページがオープンしました！
 - ・ヘルシーDoフェア（平成 29 年度はこれまで、東急ハンズ札幌店、ル・トロワ、大丸札幌店で開催。平成 28 年度は 3 月までに、「北海道どさんこプラザ札幌店」などで 8 回開催）
 - ・「スーパーマーケット・トレードショー2018」（2018 年2月 14 日～16 日、幕張メッセで開催される国内最大級の食の展示会）に「ヘルシーDoゾーン」を展開し、認定企業とともにヘルシーDoをアピールする予定です。

◆問い合わせ先

北海道経済部食関連産業室研究集積グループ（TEL:011-204-5226）

北海道の中小企業向け融資制度（中小企業総合振興資金）のご案内

（北海道）

道では、中小企業の皆様が経営基盤の強化や事業の活性化に向けて円滑な資金調達ができるよう、中小企業総合振興資金融資制度を通じて支援しています。

また、特定非営利活動法人(NPO法人)の方も中小企業総合振興資金をお使いいただけます。(一部メニューを除く)

◆制度概要

資金名		融資対象	
ライフ ステージ 対応資金	創業貸付	①新たに事業を開始する、又は会社を設立する予定の個人 ②新たに会社を設立する予定の中小企業者である会社 ③創業後5年を経過しない個人又は中小企業者である会社	
	ステップ アップ 貸付	政 策 サポ-ト	道の経済施策に基づく分野の事業に取り組む方 【食、国際、環境・エネルギー、ものづくり、商業、 事業活性化(経営革新、雇用、事業承継、表彰)】
		観 光・ 企業立地	①道内において観光施設の新增設や観光客の受入体制の整備に取り組む方 ②道内において工場や事業所の新增設を行う企業立地促進費補助金の 対象業種事業者
	経営力強化貸付	信用保証協会の「経営力強化保証制度」の対象となる中小企業者等	
	再生支援貸付	①北海道中小企業再生支援協議会の支援による事業再生に取り組む中 小企業者等 ②経営安定(倒産防止)特別相談室を設置する商工会議所等の推薦を受 けた中小企業者等	
経済環境 変化対応 資金	経営環境 変化対応 貸付	経済環境の変化により、一時的に売上や利益の減少等業況悪化を来して いる中小企業者等	
		原料等 高騰	①原料等高騰の影響により、売上高に対する売上原価等の割合が前年同 期比で増加している中小企業者等 ②①の要件に該当し、省エネルギー施設等を導入する方
		認定企業	中小企業信用保険法第2条第5項に基づく市町村長の認定を受けた「特定 中小企業者」、又は、道が特に認めた事由により影響を受けている中小企業者等
	防災・減災 貸付	災害復旧	①災害の影響により中小企業信用保険法第2条第5項に基づく市町村長の 認定を受けた「特定中小企業者」 ②災害等により被害を受けた方で道が認めた地域内に事業所を有する中 小企業者等
耐震改修 対 策		事業継続計画(BCP)を策定し、事前に災害等に備える取組を行う中小企 業者等 要緊急安全確認大規模建築物を所有する方	
一般経営 資金	一般貸付	中小企業者等	
	小規模企業 貸付	従業員 20 人(商業・サービス業は5人、宿泊業及び娯楽業は 20 人)以下 の中小企業者等	
		小口	信用保証協会の「小口零細企業保証制度」の対象となる小規模企業者

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/index.htm>

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

北海道の創業者向け融資制度のご案内

(北海道)

道の融資制度(中小企業総合振興資金)では、これから道内で事業を開始したい方や、事業開始後5年未満である方などを支援するため、創業者向けの融資制度をご用意しています。ぜひご利用ください。

◎創業前でも申込みできます！

◎据置期間を最長2年まで設定できます！

◆制度概要

資金名	創業貸付	
融資対象	(1)事業を営んでいない個人であって、1か月以内(産業競争力強化法第2条第23項第1号に規定する認定特定創業支援事業(以下「認定特定創業支援事業」という。)により支援を受けて創業する場合は6か月以内)に新たに事業を開始するあるいは2か月以内(認定特定創業支援事業により支援を受けて創業する場合は6か月以内)に新たに会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有するもの (2)中小企業者である会社であって、新たに中小企業者である会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有するもの (3)事業を営んでいない個人が、個人又は会社設立により事業を開始し、開始後5年を経過しないもの又は、中小企業者である会社が新たに設立した中小企業者である会社であって、設立後5年を経過しないもの	
資金用途	事業資金(運転資金・設備資金)	
融資金額	3,000万円以内 かつ、融資対象(1)のうち信用保証協会の創業等関連保証を受けようとする者については、自己資金額の範囲内	
融資期間	10年以内(うち据置2年以内)	
融資利率	【固定金利】 3年以内 年1.2% 5年以内 年1.4% 7年以内 年1.6% 10年以内 年1.8%	【変動金利】 年1.2% (融資期間が3年を超える場合に選択可能)
担保及び保証人	取扱金融機関の定めるところによります。 ただし、信用保証協会の創業等関連保証、創業関連保証、支援創業関連保証及び再挑戦支援保証を受けようとする方については無担保無保証人(法人は原則代表者を保証人)とします。	
償還方法	取扱金融機関の定めるところによります。	
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとなります。	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合	

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
 各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
 後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

コストアップに対応する融資制度のご案内

(北海道)

道では、中小企業向け融資制度(中小企業総合振興資金)において、原材料価格の高騰や人件費の増加など、様々なコストアップ要因に対応した資金メニューを用意し、中小企業の方々を支援しています。

◎こんな方向けの資金です◎

- ・最近売上が落ちていて、資金繰りが厳しい・・・
- ・水産物の不漁等に起因する原材料の価格高騰などで収益を圧迫している・・・

◆制度の概要

資金名	経営環境変化対応貸付	
	融資対象(1)	融資対象(2)【原料等高騰】
融資対象	(ア)最近3か月の売上高(生産高)が前年同期に比べ5%以上減少している中小企業者等 (イ)最近3か月の売上高(生産高)が前年同期に比べ減少しており、かつ、前年度の売上高(生産高)が前々年度の売上高(生産高)に比べ減少している中小企業者等 (ウ)前年度における純利益額又は売上高経常利益率が前々年度に比べ減少している中小企業者等 (エ)最近3か月の売上高経常利益率が前年同期に比べ減少している中小企業者等	(ア)最近3か月の売上高に対する「売上原価」又は「販売費及び一般管理費」の割合(以下、「売上原価率等」という。)が前年同期に比べ増加している中小企業者等 (イ)原則として最近1か月の売上原価率等が前年同月に比べ増加し、かつ、その後2か月を含む3か月の売上原価率等が前年同期に比べ増加する見込みの中小企業者等 (ウ)原料等価格の高騰の影響を受けている中小企業者等であって、省エネルギーに資する施設や新エネルギーを使用する施設又は環境への負荷を低減させる施設等を導入するもの
資金使途	事業資金(運転資金・設備資金)	(ア)(イ)運転資金 (ウ)設備資金
融資金額	5,000万円以内	1億円以内
融資期間	10年以内(うち据置2年以内)	10年以内(うち据置2年以内)
融資利率	《固定金利》 3年以内 年1.2%、5年以内 1.4%、 7年以内 年1.6%、10年以内 1.8% 《変動金利》 年1.2%(融資期間が3年超の場合に限る)	《固定金利》 5年以内 年1.1% 10年以内 年1.3% 《変動金利》 年1.1%(融資期間が3年超の場合に限る)
信用保証	必要により信用保証協会の保証に付することがあります。 保証付き融資の場合、利子とは別に、信用保証協会所定の保証料が必要となります。	

※上記資金に関する条件、手続きなど詳細については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/shikin_costup.htm

- ◆問い合わせ先: 北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

**北海道の融資制度（小規模企業貸付）で
短期資金（融資期間 1 年以内）が使えます（北海道）**

北海道の融資制度（中小企業総合振興資金「小規模企業貸付」）では、決済資金等が必要な小規模事業者のために、融資期間が1年以内の短期資金の取扱いが可能となっています。ぜひご利用ください。

◎北海道信用保証協会に支払う信用保証料の割引が受けられます！

◎金融機関へ直接申し込むことができます！

◆**制度概要**

資金名	小規模企業貸付	
	小口	
融資対象	従業員 20 人(商業・サービス業は 5 人、宿泊業及び娯楽業は 20 人)以下の小規模企業者	信用保証協会の「小口零細企業保証制度」の対象となる小規模企業者 (小規模企業者で、既存の信用保証協会の保証付き融資残高(根保証においては融資極度額)が 1,250 万円未満であるもの)
資金使途	事業資金(運転資金・設備資金)	
融資金額	5,000 万円以内	1,250 万円以内
融資期間	1 年以内(割賦又は一括償還の選択可) ※1 年超の長期資金も可能です。その場合は融資利率が変わります。詳しくはお問い合わせください。	
融資利率	固定金利:年 1.4%	
担保及び保証人	担保:無担保(小口は原則として無担保) 保証人:個人 原則として無保証人 法人 原則として代表者	
償還方法	取扱金融機関の定めるところによります。	
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとなります。 ※本資金を利用する場合の信用保証料については、北海道信用保証協会の割引措置が適用となります。	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合	

◆**問い合わせ先**：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

勤 労 者 福 祉 資 金 の ご 案 内

(北海道)

道では、中小企業にお勤めの方、非正規労働者の方、季節労働者の方、事業主の都合により離職された方を対象に、医療、教育、冠婚葬祭などの生活資金を取扱金融機関の窓口を通じて融資しています。

◎こんな方向けの制度です◎

- ・中小企業で働いているが、急に医療費が必要となった
- ・パート社員として働いているが、子どもの教育費が必要

◆制度の概要

区 分	中小企業で働く方	非正規労働者の方	季節労働者の方	離職者の方
融資対象	中小企業に勤務する方	非正規労働者の方 (民間事業所等にお勤めの有期契約社員、派遣社員、パート社員、嘱託の方など)	2年間で通算 12 か月以上勤務している季節労働者の方(雇用保険特例受給資格者)で、次のいずれの要件も備えた方 ① 前年の総所得が600万円以下(所得控除後の金額)の方 ② 前年の総収入が150万円以上の方	企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ① 雇用保険受給資格者 ② 賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方
	ただし、以下の条件に当てはまる方 ① 前年の総所得が600万円以下(所得控除後の金額)の方 ② 前年の総収入が150万円以上の方(北海道勤労者信用基金協会の保証を利用する場合) ※育児・介護休業中の方もご利用いただけます。			
資金用途	医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます)、冠婚葬祭、住宅補修、耐久消費財購入、一般生活費			医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます)、冠婚葬祭、一般生活費
融資金額	120万円以内			100万円以内
融資期間	8年以内 (育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可)		8年以内	5年以内 (6か月以内元金据置可、据置期間分延長可)
融資利率	年1.60%		年0.60%	
償還方法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可			
信用保証	取扱金融機関の定めによります。	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要です。		
申込先	取扱金融機関(北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、各信用金庫、各信用組合の本店・支店)が申し込み窓口となっています。 ※申し込みにあたっては、取扱金融機関の条件や審査がありますので、必要な書類など詳しいことは、申し込みを希望される金融機関へお問い合わせください。			

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/kinrosha/kinroshafukushi.htm>

- ◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

小規模企業者等設備貸与事業のご案内

(北海道)

(公財)北海道中小企業総合支援センターでは、小規模企業者の方が創業及び経営の革新に必要な設備を導入する際に、センターがその設備を購入し、申込みをされた方に割賦販売または、リースする公的制度を実施しております。

詳しくは、(公財)北海道中小企業総合支援センター(電話011-232-2404)へお尋ねください。

◆制度の概要

区 分	割 賦 販 売	リ ー ス
対 象 者	常時使用する従業員数が50人以下の小規模企業者等	
対 象 設 備	創業者の事業のために必要な設備及び小規模企業者等の経営革新に必要な設備として一定の要件を満たすもの。	
設 備 価 格	100万円～1億円	
割賦・リース期間	10年以内	3～10年
割賦損料率・ 月額リース料率	割賦損料率 年 1.8%～2.0%	リース期間：月額リース料率 3年：2.955% ～ 10年：0.998%

※上記制度に関する手続きなど詳細については、下記ウェブページをご覧ください。

URL：http://www.hsc.or.jp/gaiyo/setsubi/kappu_lease.htm

◆問い合わせ先：北海道経済部 地域経済局 中小企業課近代化資金グループ(TEL 011-204-5345)

トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）のご案内

（北海道労働局）

「トライアル雇用」は、職業経験の不足などから就職が困難な求職者を試行雇用することにより（原則3カ月間）、その適性や能力を見極め、常用雇用への移行のきっかけとしていただくことを目的とした制度です。

労働者の適性を確認した上で常用雇用へ移行することができるため、ミスマッチを防ぐことができます。

事業主の皆さまには、トライアル雇用制度の活用を積極的にご検討いただくようお願いいたします。

支給額

対象者1人当たり、月額最大4万円（最長3カ月間）

※ 対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の対象者に対しトライアル雇用を実施する場合いずれも1人当たり月額5万円（最長3カ月間）となります。

※ 中小建設事業主が若年者（35歳未満）又は女性を建設技能労働者等として、一定期間試行雇用しトライアル雇用助成金の支給を受けた場合に、建設労働者確保育成助成金の受給ができるようになりました。

詳細は建設労働者確保育成助成金のリーフレットをご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000153886.pdf>

事前にトライアル雇用求人ハローワーク、地方運輸局、職業紹介事業者*に提出し、これらの紹介により、対象者を原則3カ月の有期雇用で雇い入れ、一定の要件を満たした場合に、助成金を受けることができます。

*トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）の取扱いを行うに当たって、雇用関係給付金の取扱いに係る同意書を労働局に提出している職業紹介事業者。

トライアル雇用の対象者

次のいずれかの要件を満たした上で、紹介日に本人がトライアル雇用を希望した場合に対象となります。

- ① 紹介日時点で、就労経験のない職業に就くことを希望する
- ② 紹介日時点で、学校卒業後3年以内で、卒業後、安定した職業※1に就いていない
- ③ 紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している
- ④ 紹介日の前日時点で、離職している期間が1年を超えている※2
- ⑤ 妊娠、出産・育児を理由に離職し、紹介日の前日時点で、安定した職業に就いていない期間が1年を超えている
- ⑥ 就職の援助を行うに当たって、特別な配慮を要する※3

※1 期間の定めのない労働契約を締結し、1週間の所定労働時間が通常の労働者の所定労働時間と同等であること

※2 パート・アルバイトなどを含め、一切の就労をしていないこと

※3 生活保護受給者、母子家庭の母等、父子家庭の父、日雇労働者、季節労働者、中国残留邦人等永住帰国者、ホームレス、住居喪失不安定就労者

◆助成金を受けるためには、対象となる事業主、労働者などの定められた要件を満たす必要があります。

◆障害者の方を対象とするコースもあります（障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース）。

◆問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係
（雇用助成金さっぽろセンター3階） TEL:011-738-1056

◆厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/trial_koyou.html

生涯現役起業支援助成金のご案内

(北海道労働局)

中高年齢者等の雇用機会の確保を図り、生涯現役社会の実現を推進するためには、企業による雇用の拡大という施策だけでなく、多様な形態で就業機会を確保していくことが重要であることから、中高年齢者等が起業によって自らの就業機会の創出を図るとともに、事業運営のために必要となる従業員(中高年齢者等)を雇い入れることに伴う雇用機会の創出について助成を行うものです。

◆制度概要

中高年齢者(40歳以上)の方が起業によって、中高年齢者等を雇入れた場合(60歳以上1名以上、40歳以上2名以上、または40歳未満3名以上)、募集や教育訓練など、**雇用創出措置に関する費用の一部を助成**します。

雇用創出措置とは

対象労働者(※1)の雇入れに当たって事業主が行うことを求められる措置のなかで、募集や採用、教育訓練に関するものをいいます。(※1:計画期間内に新たに雇用保険の一般被保険者として雇い入れられた人であり、かつ、継続して雇用することが確実な労働者として雇い入れられた人)

◆支給額と助成対象費用について

起業者(※2)の区分に応じて、計画期間内(12か月以内)に行った雇用創出措置に要した費用に、以下の助成率をかけた額を支給します。(※2:法人の場合は法人の代表者、個人事業の場合は個人事業主)

起業者の区分	助成率	助成額の上限(※3)
起業者が60歳以上の場合	2/3	200万円
起業者が40～59歳の場合	1/2	150万円

(※3:助成対象となる費用(下記参照)ごとに助成額の上限があり、その合計額となります。)

【助成対象費用】

募集・採用に関する費用	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 民間有料職業紹介事業の利用料 ▶ 求人情報掲載費用 ▶ 募集・採用パンフレットなどの作成費用 ▶ 就職説明会の実施に関する費用 ▶ 採用担当者が募集・採用活動を行うために要する費用(交通費・宿泊費) ▶ 対象労働者が求職活動を行っていた際に事業主が負担した費用(交通費・宿泊費) ▶ 対象労働者が移転した際に事業主が負担した費用(引越費用、交通費・宿泊費) ▶ 就業規則の策定費用、職業適性検査の実施費用、雇用管理制度の導入費用 ▶ 職場見学・体験(インターンシップ)の実施費用(募集に要する費用、参加者に支払った交通費・宿泊費)
教育訓練に関する費用	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 対象労働者が従事する職務に必要な知識または技能を習得させるための教育訓練、資格取得、講習に要する費用

◆問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係(雇用助成金さっぽろセンター6階)

TEL:011-788-2294

◆厚生労働省ホームページ(URLを直接入力) <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115906.html>

人材開発支援助成金のご案内

(北海道労働局)

人材開発支援助成金とは、労働者の段階的かつ体系的な職業能力開発を効果的に促進するため、雇用する労働者(無期雇用かつフルタイム労働者)に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練などを計画に沿って実施した場合や、人材育成制度の導入及び適用をした際に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

各種コースと助成率・額

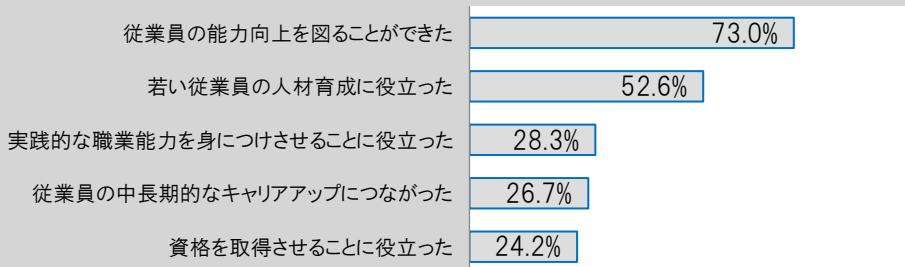
助成金の対象となる各種コースや訓練・制度等		助成率・額	
訓練関連	特定訓練コース	労働生産性向上訓練	◆経費助成：45%(一部60%) 【60%(一部75%)】 ◆賃金助成：1時間760円 【960円】 ◆OJT実施助成：1時間665円 【840円】
		若年人材育成訓練	
		熟練技能育成・承継訓練	
		グローバル人材育成訓練	
		特定分野認定実習併用職業訓練	
		認定実習併用職業訓練	
	中高年齢者雇用型訓練		
一般訓練コース	特定訓練コース以外の訓練	◆経費助成：30%【45%】 ◆賃金助成：380円【480円】	
制度導入関連	キャリア形成支援 制度導入コース	セルフ・キャリアドック制度	◆制度導入助成：47.5万円 【60万円】
		教育訓練休暇等制度	
	職業能力検定 制度導入コース	技能検定合格報奨金制度	
		社内検定制度 業界検定制度(事業主団体等のみ)	

※【】内は生産性要件を満たす場合に助成率や助成額が割増しとなり、直近の会計年度における「生産性」が3年前と比べて6%以上伸びている場合、もしくは1%以上伸びていて金融機関から一定の事業性評価を得ている場合に対象となります。

助成金を利用した事業所の声です。
多くの事業所から高い評価をいただいています！



助成金を利用した事業主の声



(出所)H28年度キャリア形成促進助成金に関するアンケート調査

詳しくは、ホームページをご覧ください。雇用助成金さっぽろセンター(北海道労働局)へお問い合わせください。

◆雇用助成金さっぽろセンター6F (TEL 011-788-9070)

◆ホームページ：http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

「ほっかいどう働き方改革支援センター」のご案内【更新】

(北海道)

道では、従業員の就業環境整備や労働生産性向上などに取り組む企業の方々を支援するため、社会保険労務士や中小企業診断士などの専門家が無料で相談に対応する「ほっかいどう働き方改革支援センター」を平成28年12月20日に開設しました。是非、お気軽にご相談ください。

◆ 「ほっかいどう働き方改革支援センター」ではどんなことをやっているの？

「働き方改革」に取り組む企業のお悩み解決！専門家のアドバイスが**無料**で受けられます

■ 社会保険労務士・中小企業診断士が相談に対応します。

「ほっかいどう働き方改革支援センター」(札幌)には、社会保険労務士・中小企業診断士が常駐し、従業員の就業環境の整備などの労働面のアドバイス、生産性の向上や業務の効率化、利益率の向上などの経営面に関するアドバイスがワンストップで受けられる相談窓口(無料)を常時設置しています。

■ 札幌以外でも相談できる「出張相談会」を道内6か所で開催！

センターから離れている地域の企業の方々には、函館市、旭川市、帯広市、釧路市、北見市、室蘭市において開催する出張相談会もご利用いただけます。(詳細は、センターホームページをご覧ください。)

■ 「働き方改革アドバイザー」が会社を訪問し、適切な助言・指導を行います。

就業規則の見直しや職場環境の改善など現場でのアドバイスが必要な場合には、専門家が直接会社を訪問し、実態に即したアドバイスを行います。(1法人につき2回まで)

イベント情報(11月)

■ 「ミニセミナー」+「出張相談会又は座談会」

日 程	セミナーのテーマ	場 所
11月29日(水) 【セミナー】18:00～18:50 【座談会】19:00～19:30	なぜ今働き方改革が必要なのか	十勝産業振興センター2階大会議室
12月11日(月) 【セミナー】13:00～13:50 【座談会】14:00～15:00	未定	未定(旭川市内)
12月14日(木) 【セミナー】13:45～14:45	就業規則の改正のポイント及び働き方改革と業務改革	一般社団法人帯広地方自動車整備振興会研修室

(詳細は、センターまでお問い合わせください。なお、参加を希望される方は、センターまで事前にご連絡ください。)

◆ 「ほっかいどう働き方改革支援センター」ではどんな相談を受けられるの？

- ◇ 長時間労働を減らすにはどうしたらいいのかわかりたい
- ◇ 非正規社員を正社員にするメリットについて知りたい
- ◇ 就業規則に問題がないかチェックしてほしい
- ◇ 仕事と家庭の両立支援関係の助成金を紹介してほしい
- ◇ 有給休暇の取得率を上げるにはどうすればいいのかわかりたい
- ◇ 様々な「働き方」の最近の情報を知りたい

◆ ご利用方法

相談を希望される方は、下記の専用電話へ事前にご連絡ください。また、メールやFAXによる相談も承っています。

◆ ほっかいどう働き方改革支援センター

札幌市中央区北1条西7丁目プレスト1・7 3F 北海道中小企業団体中央会内
 TEL:0120-495-595(専用電話) Email:hatarakikatasiens@doginsoken.jp FAX:011-206-1498
 URL:<http://www.lilac.co.jp/hataraki> 午前9時～午後5時(土日祝日を除く)

平成 29 年度 労働セミナー（札幌）のご案内

（北海道）

近年、企業における従業員の「健康管理」は、労働安全衛生法において、事業者には義務づけられており、長時間労働の是正や仕事と生活の両立など「働き方改革」を推進する観点からも取り組むべき重要な課題となっています。

このたび、経営者、労働者双方に「健康管理」及び「働き方改革」について理解を深めていただけるよう、札幌医科大学の三浦教授をお招きし、企業が「健康管理」に取り組む必要性についてご講演いただくほか、道内で活躍する社会保険労務士を講師に、労働者がいきいきと働き、安心して活躍できる職場環境づくりに向けて、どのように「働き方改革」を進めていくべきかなどについてわかりやすく解説するセミナーを開催します。

是非、ご参加ください。

- ◆ **開催日時**
11月27日(月)18:30～20:30
- ◆ **開催場所**
道庁赤れんが庁舎 2階 1号会議室(札幌市中央区北3条西6丁目)
- ◆ **対 象**
企業経営者、人事労務ご担当者、労働者の方 など
- ◆ **募集人数**
80名
- ◆ **受講料**
無料
- ◆ **主催・後援**
主催：北海道 後援：連合北海道 北海道経済連合会
- ◆ **次 第**

第 1 部	
18:00～18:35	主催者挨拶 北海道
18:35～19:20	「働き盛りの従業員を守ろう“ストップ！CVD(脳血管病)”」 ～働く人の健康を維持し、いきいきと働ける職場を目指しましょう！～ 講 師：札幌医科大学 教授 三浦 哲嗣 氏 医学博士／日本内科学会認定医・指導医・総合内科専門医／日本循環器学会専門医
第 2 部	
19:30～20:00	「働き方改革(長時間労働是正)について」 ～働き方の根幹をなす「長時間労働の是正」。これなくしては企業の改善は進みません！～ 講 師：特定社会保険労務士 多屋 美織 氏 ほっかいどう働き方改革支援センターアドバイザー／北海道社会保険労務士会 札幌中支部理事
20:00～20:15	事例紹介① 札幌テレビ放送株式会社(放送業) 「STV 医務室による健康経営への取り組み」
20:15～20:30	事例紹介② 株式会社恵和ビジネス(印刷業・情報処理サービス業) 「恵和ビジネスの働き方改革」

申込み・問い合わせ先

下記まで、お電話または E-mail にてご連絡ください。

ほっかいどう働き方改革支援センター（担当：村上）

TEL:011-206-1495 E-mail:hatarakikatasien@doginsoken.jp

人材確保と経営力強化に取り組む企業を応援します
【北海道ビジネスサポート・ハローワーク】のご案内について【更新】

(北海道)

北海道ビジネスサポート・ハローワークは、人材の確保・育成や、生産性の向上、経営力の強化などの課題に対応しようとする中小企業の皆様、および新規に創業をお考えの皆様へのサービスを、ワンストップで提供する北海道と北海道労働局が共同で運営する施設です。

ぜひお気軽にご相談ください。

◆サービス内容

- ・企業の在職者訓練に係る案内・相談、求人コンサルティング
- ・助成金に関する案内相談、助成金セミナーの開催
- ・経営相談(同一フロアの北海道中小企業総合支援センターが対応)

◆センター概要

営業時間:9:30~17:00(土日祝日休)

場所:札幌市中央区北1条西2丁目2

北海道経済センタービル 9F

(北海道中小企業総合支援センターと同一フロアです)

TEL:011-200-1622 FAX:011-281-2351

利用料:無料

◆11・12月の事務所向けセミナー

・各種助成金のご案内

①「キャリアアップ助成金」	12/ 5(火)	14:00~16:00
②「人材開発支援助成金」(旧キャリア形成促進助成金)	12/12(火)	14:00~15:30
③「特定求職者雇用開発助成金」	12/18(月)	14:00~16:00
④「地域雇用開発助成金」	11/27(月)、12/25(月)	14:00~15:30

*上記①、③は 90 分のセミナーの後、高齢・障害・求職者支援機構の職員から「65 歳超雇用推進助成金」の説明があります。(30 分)

・雇用保険関係セミナー

①「雇用保険事務手続きセミナー」	12/ 7(木)	14:00~16:00
②「電子申請活用セミナー」	12/14(木)	14:00~15:30
③「雇用継続給付セミナー」	11/28(火)、12/21(木)	14:00~16:00

*上記①、③は 90 分のセミナーの後、雇用管理改善セミナーがあります。

★セミナー詳細、申込については以下の HP をご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/BSHW.htm>



北海道ビジネスサポート・ハローワーク



中小企業大学校旭川校 12月～1月開講講座のご案内 ～中小企業の人材育成をサポート～【更新】

(中小企業大学校 旭川校)

中小企業大学校旭川校は、経済産業省所管の独立行政法人である中小機構が運営する研修機関です。今回は、平成29年12月～平成30年1月に開講する研修講座の情報をご案内します。カリキュラム詳細をご覧ください、ぜひ、受講をご検討ください。お申し込みは、ホームページまたはファックスでお受けしています。

No.23 顧客も従業員も幸せにするサービスを学ぶ

本研修では、顧客からの評価を高めるのみならず、従業員がやりがいを感じられ、かつ、会社の業績向上にも資するサービス向上を実現するための考え方と進め方を、具体的に学んでいただきます。

◆この研修のポイント

1. サービス業のみならず、製造業、建設業、その他の業種の方々向けの研修講座です。
2. 現場の知恵や経験を活かして、組織的にサービスを向上させる方法を学びます。
3. サービスを科学的に分析することで、成果に結びつく取り組みが可能になります。

◆研修期間 12月11日(月)～12日(火) 2日間

◆研修時間 12時間

◆対象者 経営者、経営幹部、(候補者)

◆受講料 22,000円(税込)

◆講師 松井サービスコンサルティング 代表 松井 拓己氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2017/100031.html>

No.24 組織力を高めるコミュニケーション講座・冬

本研修では、具体的な場面を想定した演習を通じて、実践的なコミュニケーション能力の向上を図ります。

◆この研修のポイント

1. コミュニケーション能力を向上させるポイントを掴みたい方に最適な講座です。
2. ロールプレイング(役割演習)を通じて、コミュニケーションのポイントを実感をともなって学ぶことができます。
3. 受講者からは、「社内で活かしたい」「面白く集中できた」「機会があればまた参加したい」と好評の研修です。

◆研修期間 12月13日(水)～15日(金) 3日間

◆研修時間 21時間

◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 SDSネットワーク代表 渡辺 章二氏

株式会社キャラウィット 代表取締役 中小企業診断士 上岡 実弥子氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2017/100032.html>

No.25 5SとIEで進める製造現場の生産性向上

～徹底的なムダ排除と、改善できる現場力を身につける！～

本研修では、5Sと見える化の定着及びIEによる現場改善を進め、現場の生産性向上と収益改善への取り組み方策を検討すると共に、現場改善を通じた人材育成の考え方を学びます。

◆この研修のポイント

1. 製造現場の生産性と、会社の収益・財務との関連が、これで分かります。
2. 5Sを行動レベルで理解し、目で見える管理やIE技法の活用ができるようになります。
3. 生産性向上による収益改善を、具体的に算定することができるようになります。

◆研修期間 1月15日(月)～17日(水) 3日間

◆研修時間 21時間

◆対象者 経営幹部、管理者(候補者)

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 株式会社ジェック経営コンサルタント 営業本部 部長 高田 忠直氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2017/100033.html>

No.26 わが社の業務課題解決講座

～生産性を高める“現場主導の業務改革”定着をめざして！～

本研修では、業務の課題解決を行うために「企業のあるべき姿」を描いたうえで、現場主導の業務改革と実行計画を作成するとともに、組織の活性化を図るための総合的なノウハウを学んでいただきます。

◆この研修のポイント

1. 最新動向や事例から、業務課題解決のための方策を学びます。
2. 講義とケース演習を通して、業務課題解決のための実行計画作成のプロセスを理解します。
3. インターバル期間中に、豊富な実務知識・経験・ノウハウを持つ専門家によるアドバイスを受けることができます。

◆研修期間 1月23日(火)～25日(木)/2月26日(月)～28日(水) 述べ6日間

◆研修時間 42時間

◆対象者 経営幹部、管理者(候補者)

◆受講料 58,000円(税込)

◆講師 有限会社ブレインズ・ワン 代表取締役 阿部 裕樹氏
有限会社B・Pサポート 代表取締役 田坂 和夫氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2017/100034.html>

◆◇ ご案内 ◆◇

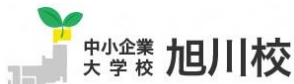
各市町村・金融機関・商工会議所・商工会等で受講助成制度があります。

詳細は、中小企業大学校旭川校(TEL:0166-65-1200、FAX:0166-65-2190)までお問い合わせ下さい。

中小企業大学校旭川校 および 講座の情報は、ホームページをご覧ください。

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/>





中小企業・小規模事業者向けセミナーのご案内

～ 本別町で開催 ～ 【新規】

(中小企業大学校 旭川校)

中小企業大学校旭川校は、経済産業省所管の独立行政法人である中小機構が運営する研修機関です。
今回は、平成29年12月に本別町で開講する、無料セミナーの情報をご案内します。
お申し込みは、ファクスでお受けしています。

小規模事業者向けセミナーin 十勝

組織のチカラを高めるビジネスコミュニケーション

女性リーダーのための印象管理戦略術

【無料セミナー】

本講座では女性リーダーとして活躍している方、これから活躍を期待されている方を対象とし、組織内でさらにパフォーマンスを発揮できるような自己表現方法を身につけます。またリーダーとして求められる印象管理方法について、実際にメイクアップ実習を交えながら理論的に理解し、即実践できるコツを習得します。組織のリーダーとして、内面・外見両側面から影響力を発揮できることを目指します。

◆開催日時 12月1日(金) 13時～17時

◆開催場所 本別町商工会館

(本別町北1丁目4番地19)

◆受講対象者 中小企業・小規模企業の経営者・従業員、創業予定者 等 ※女性限定

◆受講料 無料

◆講師 キャリアコンサルタント 藤原 美江子氏

◆詳細は [こちら](#)

◆◇ ご案内 ◆◇

中小企業大学校の研修には、各市町村・金融機関・商工会議所・商工会等で受講助成制度があります。
詳細は、中小企業大学校旭川校(TEL:0166-65-1200、FAX:0166-65-2190)までお問い合わせ下さい。
中小企業大学校旭川校 および 講座の情報は、ホームページをご覧ください。

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/>



北海道立高等技術専門学院及び国立北海道障害者職業能力開発校の
平成30年度の訓練生を募集しています！

(北海道)

専門的な知識や技術・技能を身に付けて就職しようとする方々を対象に、職業訓練を行っています。
募集している訓練科目及び定員等の詳細については、各高等技術専門学院等にお問い合わせください。

また、各高等技術専門学院(全道8学院)等のホームページが開設されていますので、次のアドレスより、科目等の詳細について、参考にすることができます。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/contents/hyou/gakuinn.htm>

◆ 入校選考日程等

施設 (選考区分)	学 院		障害者校
	推薦選考	一般選考	一般選考
出願期間	平成29年11月1日(水) ～11月20日(月)	平成29年11月21日(火) ～12月10日(日)	平成29年11月1日(水) ～11月20日(月)
選考日	平成29年11月24日(金)	平成29年12月15日(金)	平成29年12月4日(月)
応募資格	○高等学校長推薦 平成30年3月 卒業見込みの方等	○学び直し若年者 自己推薦 35歳未満の 高校を卒業した方等 〔室蘭、苫小牧の2学院 と5学院(函館、旭川、 北見、帯広、釧路)の 自動車整備科が対象 です〕	高校を卒業した方若しくは、これと同等以上の学力を 有すると認められた方(平成30年3月卒業見込みを含む) ただし、障害者校の短期課程 の総合実務科は、一般求職 者等(新規中学校卒業者を含 む)で職業に必要な技能及び これに関する知識を習得しよ うとする方
			学力試験(国語、数学)
試験内容	面接試験		
その他	推薦選考及び一般選考で募集定員を満たさない場合は、追加募集を実施します。		

◆ 道立高等技術専門学院、北海道障害者職業能力開発校

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
札幌高等技術専門学院	065-0027	札幌市東区北27条東16丁目1-1	011-781-5541
函館高等技術専門学院	041-0801	函館市桔梗町435番地	0138-47-1121
旭川高等技術専門学院	078-8803	旭川市緑が丘東3条2丁目1-1	0166-65-6667
北見高等技術専門学院	090-0826	北見市末広町356-1	0157-24-8024
室蘭高等技術専門学院	050-0084	室蘭市みゆき町2丁目9-5	0143-44-3522
苫小牧高等技術専門学院	053-0052	苫小牧市新開町4丁目6-10	0144-55-7007
帯広高等技術専門学院	080-2464	帯広市西24条北2丁目18-1	0155-37-2319
釧路高等技術専門学院	084-0915	釧路市大楽毛南1丁目2-51	0154-57-8011
北海道障害者職業能力開発校	073-0115	砂川市焼山60番地	0125-52-2774

能力開発セミナー（12-2月開講予定）のご案内【更新】

（北海道）

在職者の能力向上を図るための職業訓練です。

北海道立高等技術専門学院及び障害者職業能力開発校では、企業に在職している方を対象に、知識・技能を向上させるための職業訓練（能力開発セミナー）を実施しています。

受講料は無料です（テキスト代等の実費負担あり）。訓練の詳細は、各高等技術専門学院等にお問い合わせください。

12-2月開講												
技 専 等	訓 練 科 名	専 攻 科 目 名	実 施 地	施設内外の別		昼夜の別		実 施 時 期		訓 練 期 間		定 員
				内	外	昼	夜			日 数	時 間	
札幌高等技術専門学院 011-781-0559	消防設備科②	消防設備	札幌市		○	○		H30.1.17	H30.1.19	3	18	20
函館高等技術専門学院 0138-47-1121	機械製図科	製図基礎	函館市	○		○		H30.1.15	H30.1.24	8	30	10
	建築塗装科	塗装デザイン	函館市	○		○		H30.2.1	H30.2.15	10	40	10
	溶接科	アーク溶接特別教育	函館市	○		○		H30.2.20	H30.2.23	4	26	10
旭川高等技術専門学院 0166-65-6220	木造建築科	施工法	旭川市		○	○		H29.12.2	H29.12.10	3	21	15
	土木科	2級土木施工管理技士	旭川市	○		○		H30.2.19	H30.2.23	5	30	20
旭川高等技術専門学院 稚内分校 0162-33-2636	配管科	建築配管	稚内市		○	○		H30.1.19	H30.1.20	2	12	15
	観光科	おもてなし英会話	稚内市		○		○	H30.1.24	H30.2.28	6	12	10
	CAD製図科	Jw_cad	稚内市		○		○	H30.1.30	H30.3.8	12	24	10
	電気科	2級電気施工管理技士(電気)	稚内市		○		○	H30.2.7	H30.3.14	10	20	10
	土木科	2級土木施工管理技士(土木)	稚内市		○	○		H30.2.19	H30.2.23	5	30	10

「在職者職業訓練総合相談窓口」の開設について

(北海道労働局、北海道、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)

在職者の従業員より高い資格・能力のレベルアップを考えている企業へ、職業訓練の情報や担当する窓口をご案内します！

- ◆ 北海道労働政策協定を踏まえ、平成 28 年 1 月 28 日に、北海道労働局、北海道、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の3者で、北海道ビジネスサポート・ハローワーク内に設置しました。

社員の人材育成に取り組み、スキルアップをお考えの企業の方、お気軽にご相談ください。

○職業訓練

能力開発セミナー、認定職業訓練制度（実施機関：北海道、高齢・障害・求職者雇用支援機構）

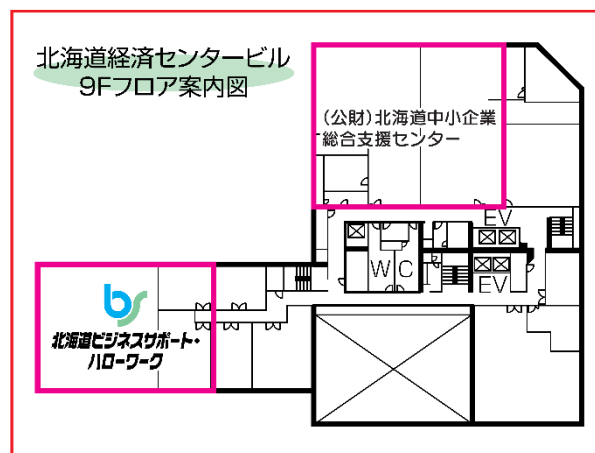
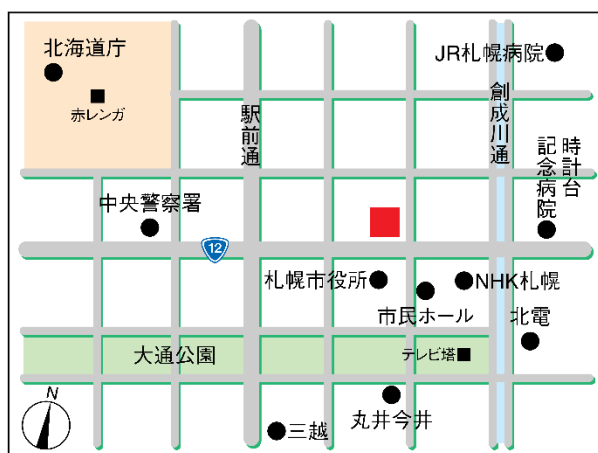
○助成金

キャリアアップ助成金、キャリア形成促進助成金、企業内人材育成推進助成金（実施機関：北海道労働局）

◆問い合わせ先

北海道ビジネスサポート・ハローワーク TEL 011-200-1622

札幌市中央区北1条西2丁目2 北海道経済センタービル9F



平成 29 年度「北海道よろず支援拠点」のご案内

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

公益財団法人北海道中小企業総合支援センターでは、経済産業省北海道経済産業局より中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業(よろず支援拠点)の委託を受け、平成 26 年 6 月から札幌本部のほか道内6か所に「北海道よろず支援拠点」を設置しています。

当拠点では、中小企業・小規模事業者のみなさまが抱える売上拡大や資金繰りなどの経営課題の解決に向けて、無料で相談に対応し、道内の各支援機関と連携を図りながらきめ細やかなサポートを行っています。

また、専門的な相談に対応するため、弁護士、税理士、中小企業診断士、ITコーディネーター等を配置し、相談体制の充実を図っておりますので、お気軽にご活用ください。

◆主な業務内容

- ① チーフコーディネーター1名及びコーディネーター18名が、中小企業者・創業者等の窓口相談に対応します。
- ② 要望に応じてコーディネーターを派遣し、出前相談会を行います。
- ③ コーディネーターによるミニセミナー等を開催しています。(詳細は、北海道よろず支援拠点ホームページをご覧ください。)

◆相談受付時間

- ①札幌本部 9:00～17:30 (土・日・祝日、年末年始(12/29～1/3)を除く)
- ②地域拠点 毎週火曜日9:00～17:30 (祝日、年末年始(12/29～1/3)を除く)
※地域拠点については、上記以外にも必要に応じて相談を承ります。

◆相談窓口

常設拠点		所在地		連絡先(電話番号)
北海道よろず支援拠点	本部	札幌本部	〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル9階	011-232-2407 担当:塚崎
	地域拠点	日胆支部	〒050-0083 室蘭市東町4丁目28番地1号 室蘭テクノセンター内	0143-47-6410 担当:立花
		道南支部	〒041-0801 函館市桔梗町379 北海道立工業技術センター内	0138-82-9089 担当:佐々木
		道北支部	〒078-8801 旭川市緑が丘東1条3丁目1番6号 旭川リサーチセンター内	0166-68-2750 担当:紙谷
		オホーツク支部	〒090-0023 北見市北3条東1丁目 北見商工会議所内	0157-31-1123 担当:卜部
		十勝支部	〒080-0013 帯広市西3条南9丁目1番地 帯広商工会議所内	0155-67-4515 担当:澤村
		釧根支部	〒085-0847 釧路市大町1丁目1番1号 釧路商工会議所内	0154-64-5563 担当:小山

◆チーフコーディネーター

(札幌本部)中野 貴英

◆コーディネーター(18名)

(札幌本部)奥山 倫行、小野寺 辰昭、新宮 隆太、田所 かおり、田中 修身、抜山 嘉友、浜田 敏、
深田 健司、蒔田 義一、松原 亮子、村形 鉄雄、吉田 聡

(日胆支部)森永 勉 (道南支部)中道 重幸 (道北支部)立野 勇喜 (オホーツク支部)尾澤 成典
(十勝支部)原口 勝全 (釧根支部)中村 英夫

◆問い合わせ先

公益財団法人北海道中小企業総合支援センター 経営支援部 塚崎 電話 011-232-2407

北海道よろず支援拠点 URL <http://yorozu.hokkaido.jp/> E-mail:soudan@hsc.or.jp

道内初「巡回特許庁 in 北海道」を開催します【新規】

～ 知財のミカター見方を変えて知財を味方に ～

(北海道経済産業局)

特許庁及び北海道経済産業局は、北海道ではじめてとなる「巡回特許庁」を開催します。

本事業では、小説『下町ロケット』のモデルとなった弁護士・弁理士の鮫島正洋氏が基調講演を行う知財活用セミナーのほか、特許庁職員による模擬口頭審理や出張面接審査等を実施します。また、地域団体商標に登録された地域ブランド製品の展示や試食、初音ミクを使った知的財産紹介パネルの展示などを行います。

◆模擬口頭審理・商標活用セミナー概要

審判の口頭審理の流れを特許庁職員による劇仕立てで、わかりやすくご紹介します。

また、弁理士の内藤拓郎氏による「実例に学ぶ商標のビジネス活用術」に関するセミナーを実施します。

【日時】平成 29 年 11 月 30 日(木)13:30～17:00

【場所】TKP ガーデンシティ札幌駅前 ホール D(札幌市中央区北 2 条西 2 丁目 19)

申込締切:平成 29 年 11 月 27 日(月)

◆知財活用セミナー概要

小説『下町ロケット』のモデルとなった弁護士・弁理士の鮫島正洋氏による基調講演のほか、道内中小企業経営者を招き、知的財産を経営に取り入れる手法に関するパネルディスカッションを行います。

【日時】平成 29 年 12 月 1 日(金)13:00～16:00

【場所】札幌国際ビル 8 階 国際ホール(札幌市中央区北 4 条西 4 丁目 1)

<プログラム>

◇基調講演

【演題】超入門！知財戦略のススメ

【講師】鮫島 正洋 氏 弁護士法人内田・鮫島法律事務所パートナー 弁護士・弁理士

◇パネルディスカッション

【テーマ】知財をビジネスの味方に！

申込締切:平成 29 年 11 月 28 日(火)

◆さっぽろ知財ひろば 2017 概要 ※申込不要

北海道内の地域ブランド製品等のパネル展示や、商品試食・試供を行います。

また、「初音ミク」とコラボした知的財産の紹介パネル展示やお菓子箱工作教室、サイエンスショーも実施します。

【日時】平成 29 年 12 月 1 日(金)13:00～17:00/2 日(土)10:00～16:00

【場所】札幌駅前通地下歩行空間(チ・カ・ホ)北 3 条交差点広場

◆申込方法

セミナーの申込、事業の詳細は、当局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokip/20171031/index.htm>

「ちいさな企業」交流キャラバン（旭川市）を開催します【新規】

～ 地域の「生の声」を小規模企業政策に反映させるための意見交換 ～

（北海道経済産業局）

経済産業省中小企業庁、北海道経済産業局、北海道、旭川市では、今後の小規模企業政策の方向性などについての意見交換を目的としたキャラバンを開催します。

◆「ちいさな企業」交流キャラバンとは

当キャラバンは、厳しい経営環境の中「ちいさな企業」が持続的に発展していくため、「何が本当の課題か」、「今求められている対策は何か」について、地域の事業者や支援主体の方々との交流・対話を通して「生の声」を聞き、これからの政策立案や改善等につなげていくため、全国各地で開催しているものです。

北海道地域では、旭川市において、中小企業庁のほか、上川管内の中小企業・小規模事業者や支援主体である商工会・商工会議所等が出席し、今後の小規模企業政策の方向性などについて意見交換を行います。

◆開催概要

【日時】平成 29 年 12 月 5 日(火)13:00～15:15

【場所】旭川グランドホテル 2 階 白鳥(旭川市 6 条通 9 丁目)

【定員】50 名(先着順・参加費無料)

【主催】経済産業省中小企業庁、北海道経済産業局、北海道、旭川市

◆議事次第（予定）

◇本会合の趣旨及び最近の中小企業・小規模事業者政策の説明

◇意見交換

○中小企業・小規模事業者及び商工会・商工会議所の取組紹介

○小規模企業政策などについての意見交換

◆申込方法

傍聴希望者の受付を行っています。

申込方法等、事業の詳細は当局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/20171114/index.htm>

申込締切:平成 29 年 11 月 30 日(木)17:00

◆申込・問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課

TEL:011-709-2311(内線 2575)

FAX:011-709-4138

E-mail:hokkaido-chusho@meti.go.jp

J-クレジット活用セミナー in 北海道を開催します【新規】

～ 地域の環境貢献力発信・企業価値の創造にJ-クレジット ～

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、J-クレジット制度の活用促進を図るため、企業、自治体向けのセミナーを札幌で開催します。

本セミナーでは、制度の最新情報のほか、木質バイオマスによるクレジットを地域の観光振興に活用する岡山県真庭市の取組や、複合機のライフサイクル全体から排出されるCO₂をオフセットし、CO₂排出量実質ゼロの製品を提供する、キヤノンマーケティングジャパン(株)による業界初の取組を紹介します。

◆開催概要

【日時】平成 29 年 12 月 19 日(火)13:30～15:30

【場所】札幌国際ビル 8 階「国際ホール」(札幌市中央区北 4 条西 4 丁目)

【定員】100 名(先着順・参加無料)

【対象】民間企業、自治体等

※当会場で排出される CO₂ の一部を北海道産 J-クレジットでオフセットしています。

◆プログラム

【制度説明】 J-クレジット制度に係る最新情報について

【講演】 ○8 割森林の中山間地域での J-クレジットを活用した地域活性化
～木質バイオマスによるクレジットを活用した真庭市の魅力発信～

講師:岡山県 真庭市 生活環境部 環境課 富永 翼 氏

○カーボン・オフセットでビジネスをリード

～製品へのカーボン・オフセット活用で販売促進と環境貢献を両立～

講師:キヤノンマーケティングジャパン(株) CSR 本部 環境推進部 西尾 元雄 氏

【事例紹介】 ○北海道内の J-クレジット創出事例紹介

説明者:北電総合設計(株)

○全国のカーボン・オフセット事例紹介

説明者:J-クレジット制度事務局(みずほ情報総研(株))

◆申込方法

申込方法等事業の詳細は、当局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokni/20171114/index.htm>

申込締切:平成 29 年 12 月 18 日(月)

◆申込・問い合わせ先

北電総合設計(株)(J-クレジット創出等支援機関)

TEL:011-261-6545/FAX:011-261-6547/E-mail:energy-hss@hokuss.co.jp

「先輩起業家交流会 & 起業相談会・実践起業塾 in 富良野市」の開催【新規】

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

総合支援センターでは道からの委託を受け、起業を目指す女性・若者の方を応援するため、先輩起業家や専門家から、想いを具体化するためのアドバイス等を受ける機会の提供を目的とした「先輩起業家交流会 & 起業相談会」及び起業に向けたマインドアップ、起業に必要な基礎的知識の習得などを目的とした「実践起業塾」を開催します。

◆対象者

起業に興味がある又は起業をお考えの女性・若者の方

■「先輩起業家交流会 & 起業相談会 in 富良野市」

- 日 時 平成30年1月13日(土) 13:30～15:50(先輩起業家交流会)／16:00～17:00(起業相談会)
- 場 所 ・先輩起業家交流会:halu CAFE (富良野市西学田2区)
・起業相談会:富良野商工会議所 (富良野市本町7-10)

詳細は案内チラシをご覧ください。

<http://www.hsc.or.jp/topics/H29kigyokoryufurano.htm>

■「実践起業塾 in 富良野市」

- 日 時 平成30年1月20日(土)9:30～17:30、1月21日(日)9:00～12:30
- 場 所 富良野商工会議所(富良野市本町7-10)

詳細は案内チラシをご覧ください。

<http://www.hsc.or.jp/topics/H29kigyojukufurano.htm>

◆申込方法

案内チラシ裏面の「参加申込書」に必要事項をご記入の上、メールまたはFAXでお申し込みください。

◆問い合わせ先

公益財団法人北海道中小企業総合支援センター 経営支援部 担当 林
〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル9階
TEL 011-232-2402 FAX 011-232-2011 E-mail:s-soudan@hsc.or.jp

「北海道食品製造業 食品表示セミナー in 稚内・函館」の開催【新規】

(北海道)

平成27年4月1日に「食品表示法」が施行され、新しい食品表示制度がスタートしました。

道では、新しい食品表示制度が円滑に導入されることを目的として、食品製造業の在職者の方を対象とした「食品表示セミナー」を道内8箇所(旭川市、苫小牧市、岩見沢市、稚内市、函館市、釧路市、網走市、帯広市)で開催します。第4回目は稚内、第5回目は函館で次のとおり開催されます。

この機会に、経営総務部門、営業企画部門、生産管理部門など食品製造業等のさまざまな部門に携わる方々に是非ご参加いただき、御社の業務に活かしていただきたいと思いますので、皆様のご参加をお待ちしております。

◆開催内容

【稚内】

日 時:平成30年1月16日(火)10:00~16:00

場 所:宗谷総合振興局 講堂(稚内市末広町4丁目2番27号)

定 員:100名程度

【函館】

日 時:平成30年1月19日(金)10:00~16:00

場 所:渡島総合振興局 講堂(函館市美原4丁目6番16号)

定 員:100名程度

参加費:無料

お申込み:下記のウェブサイトより参加申込書をダウンロードし、北海道経済部食関連産業室あて FAX もしくは

電子メールにてお送りください。→ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/shkhn/shokuhinhyojiseminar.htm>

※申込みが定員を超えた場合は先着順となりますので、ご了承ください。

※セミナーに関するお問い合わせは北海道経済部食関連産業室(011-204-5312)に照会願います。

【セミナーの内容】

- ①食品表示基準の概要及び主な変更点
～「食品表示法」施行に係る道産食品の表示適正化のために～
- ②北海道食品製造業従事者のための食品表示(基本編)
 - ・生鮮食品の表示
 - ・加工食品の表示
 - ・アレルギーの表示
 - ・添加物の表示
 - ・栄養成分表示
 - ・特色のある原材料等 表示全般について
- ③食品表示法施行等による不適切表示例
- ④食品表示検定模擬試験

【講師】

吉村 唯善 氏 (デュアルカナム株式会社アルカナム事業部 エキスパートマネジャー)

※稚内会場では、セミナー終了後、希望者される方を対象に「HACCP入門セミナー」を実施します。(所要時間は約30分)

「健康経営優良法人 2018（中小規模法人部門）」認定の申請受付が始まりました【新規】

（北海道経済産業局）

経済産業省は、従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる法人として社会的に評価される環境を整備することを目的として、「健康経営優良法人認定制度」を創設し、「健康経営」の普及・促進に向けて取り組んでいます。

本制度を運営する日本健康会議では、11月6日より「健康経営優良法人 2018（中小規模法人部門）」の認定申請受付を開始します。

◆申請から認定までの流れ

認定までの流れや申請方法など制度の詳細は、以下のウェブサイトをご覧ください。

健康経営優良法人認定制度（経済産業省のウェブサイト）

【URL】

http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kenkoukeiei_yuryouhouzin.html

＜申請する際の留意事項（必須要件）＞

所属する保険者（全国健康保険協会等）が実施している「健康宣言」等にご参加ください。
保険者による健康宣言の取組の有無については、所属されている保険者にお問い合わせください。
保険者とは、健康保険の保険者（全国健康保険協会及び健康保険組合）等を指します。

◆申請期間

平成 29 年 11 月 6 日（月）～12 月 8 日（金）【消印有効】

◆申請先

申請する事業者が所属している保険者で申請を受け付けています。

◆健康経営とは

健康経営とは、従業員等の健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践することです。
企業が経営理念に基づき、従業員の健康保持・増進に取り組むことは、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらす、結果的に業績向上や組織としての価値向上へ繋がることを期待されます。

平成 29 年度「冬季の省エネルギーの取組について」を決定しました【新規】

～ 11 月から 3 月は冬季の省エネキャンペーン ～

(北海道経済産業局)

11 月から 3 月において冬季の省エネルギーの取組を促進するため、10 月 30 日に省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議(事務局:経済産業省)が開催され、平成 29 年度の「冬季の省エネルギーの取組について」を決定しました。

本取組は、省エネルギーに関する国民運動の展開、産業界等への周知・協力要請及び政府自らの行動について定めたものです。

つきましては、無理のない範囲で省エネルギーへの取組の実践についてご理解、ご協力をお願いします。

省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議は、省エネルギー・省資源対策を総合的かつ効率的に推進するため、毎年、エネルギー消費が増加する夏と冬が始まる前に開催されます。

平成 29 年度の「冬季の省エネルギーの取組について」は、政府自らが率先して行動するとともに、各方面に省エネルギーの取組を呼び掛け、国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となった省エネルギーに関する取組をより一層推進する内容になっています。

なお、当局でも省エネルギー・節電の観点からオフィスの空調管理の徹底、照度の削減等を励行しています。

冬季の省エネルギーの取組について(PDF 形式/517KB)

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokpw/winter17/shoene.pdf>

◆参考情報

◇2017 年度冬季の電力需給に係る対応を取りまとめました(経済産業省のウェブサイト)

【URL】<http://www.meti.go.jp/press/2017/10/20171024004/20171024004.html>

◇産業界向け:「節電・省エネ事例“虎の巻”」

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokne/setsuden/index.htm>

◇産業界向け:「食・観光サービス分野の省エネ事例集」

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokne/20170303/index.htm>

◇家庭向け:「実践!おうちで省エネ(スマホアプリ・冊子)」

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokpw/ouchi/index.htm>

北海道最低賃金（地域・特定）改定のお知らせ

（北海道労働局）

「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も」

北海道の最低賃金



◆地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額(円)	適用労働者等の範囲
北海道最低賃金	時間額 810 29. 10. 1 発効	北海道において事業を営む全産業の使用者及びその者に使用される労働者に適用されます。

◆特定最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額(円)	特定最低賃金の適用が除外される者
処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業	時間額 850 29. 12. 1 発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰め業務に主として従事する者
鉄鋼業 ※「鉄素形材製造業」及び「その他の鉄鋼業」を除く	時間額 927 29. 12. 1 発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 ※「発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業」、「産業用電気機械器具製造業」、「電球・電気照明器具製造業」及び「医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。)」を除く	時間額 842 29. 12. 1 発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者 5 手作業による検品、検数、選別、材料若しくは部品の送給若しくは取りそろえ、運搬、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、メッキのマスキング又は脱脂の業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者 6 熟練を要しない手作業又は手工具若しくは操作が容易な小型電動工具を用いて行う曲げ、切り、組線、巻き線、かしめ、バリ取りの業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務は除く。)に主として従事する者
船舶製造・修理業、船体ブロック製造業 ※「木造船製造・修理業」及び「木製漁船製造・修理業」を除く	時間額 845 29. 12. 1 発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者

この表を労働者の見やすい場所に掲示して下さい。(最低賃金法第八条)

- 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。
 - 最低賃金は、パートタイマー、臨時、アルバイトなどすべての労働者に適用されます。
 - 二つ以上の最低賃金の適用を受ける場合には、高い額の最低賃金が適用されます。
 - 派遣労働者は、派遣先の地域(産業)に適用される最低賃金が適用されます。
- ・ 最低賃金についての詳しいことは、北海道労働局(電話 011-709-2311)又は最寄りの労働基準監督署(支署)へお問い合わせ下さい。

～ 経営課題や労務管理のワンストップ無料相談は「北海道最低賃金総合相談支援センター」へ ～
フリーダイヤル0120-67-3110(まずは気軽に電話を！)
詳細は <http://www.h-chuokai.or.jp/sosien>

知財マネジメント普及モデル事業のご案内【新規】

(北海道)

道では、日本弁理士会北海道支部と連携して、知的財産の活用に関心のある道内の中小企業等の事業者などを訪問して、弁理士が無料でコンサルティングを行う事業を行っています。

知的財産の活用や権利化に関心のある事業者、さらには、知的財産を重要な資源と位置づけて、経営戦略・事業戦略の策定を考えている事業者の皆様には、ぜひ積極的に活用してください。

◆事業内容

知財マネジメントとは

- ・知的財産を事業者の重要な資源であると位置付けて、経営戦略・事業戦略に反映
- ・資源や資産である知財とそのリスクを管理し、経営上の効果を最適化

1 実施主体

北海道、日本弁理士会北海道支部

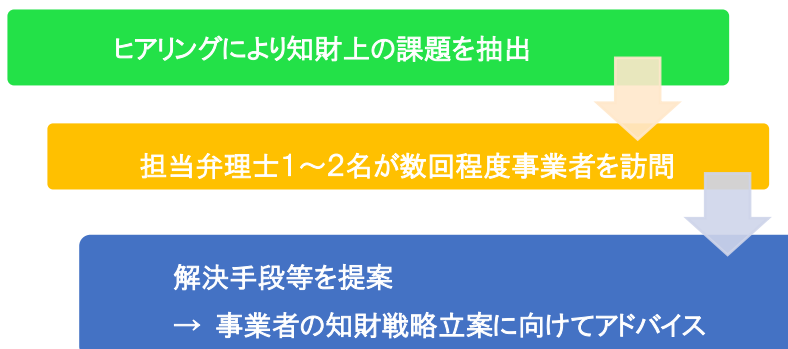
2 対象事業者

知的財産に関心を持っている事業者であるが…



3 実施内容

●弁理士による無料コンサルティングを実施



◆問い合わせ先

北海道経済部産業振興局科学技術振興室知的財産グループ (TEL:011-204-5128)

北海道コンベンション誘致促進助成金のご案内

(北海道)

道では、北海道内で開催される予定のコンベンション主催者を対象とした助成金制度をご用意しております。北海道でのコンベンション開催をご検討いただく際、助成の対象となる場合がありますので、ぜひご相談ください。

◆制度概要

1 助成の対象となるコンベンション

北海道内で開催される予定のコンベンションで、以下に該当するものが対象となります。

2日間以上にわたって開催されるコンベンション(学会、総会、会議、見本市・展示会等)のうち、

・北海道外(外国を含む。)からの参加者が全体の2分の1以上

かつ

・開催される市町村またはコンベンションビューロー等(以下「関係市町村等」という。)から助成金等が交付されるもの

であって、次のいずれかに該当するもの

ア 参加者が300人以上であり、かつ、そのうち外国からの参加者が50人以上の規模で開催される国際的なコンベンション

イ 参加者が1,000人以上の規模で開催される全国的なコンベンション

※ 参加者には、展示会などの一般来場者は除きます。

※ 次のいずれかに該当するものは、助成の対象となりません。

・道の他の補助金等の交付を受けるもの

・営利又は収益を目的としているもの

・あらかじめ定められた開催順序に従って開催されるもの

・主催者が国または地方公共団体

・主催者が宗教団体または政治団体(共催の場合も含む。)

・その他適当でないと認めるもの

2 助成額及び助成対象経費

助成金の限度額は、次のとおりです。ただし、関係市町村等からの助成金等の額を超えることはできません。

○助成額

上記「1 助成の対象となるコンベンション」の区分により金額が異なります。

道外からの参加が1/2以上(必須条件) かつ 関係市町村等からの助成が上限

参加者	助成限度
・全体参加300人以上 かつ 外国参加者が50人以上	300万円
・全体参加1000人以上1500人未満	100万円
・全体参加1500人以上2000人未満	200万円
・全体参加2000人以上	300万円

○助成対象経費

宣伝費、会場借上費、設営費、印刷製本費等

※ 参加者の飲食を伴う懇親会などの経費は助成対象となりません。

3 申請手続きについて

再来年度以降開催のコンベンションについて、申請をすることができます。

(平成 29(2017)年度の受理は、平成 31(2019)年度4月以降開催分となります)

申請にあたっては、関係市町村等を経由して行うこととなりますので、まずは、開催市町村等へご相談ください。

◆問い合わせ先：北海道 経済部 観光局 国際観光グループ(TEL 011-204-5305)